

2023年2月14日

フィリピン新設の移民労働大臣と意見交換 実習生送出機関連合体と改訂覚書を締結

- ・人権保護に一丸の取り組み
- ・送り出しの強化 同国政府の政策転換も確認

公益財団法人 国際人材協力機構（JITCO、理事長：八木 宏幸）は7日、フィリピンの移民労働者省（DMW）のマリア・スザナ V. オブレ大臣とフィリピン人労働者の送り出し政策について協議しました。また、技能実習生の送出機関の連合体3団体（*1）との間では、相互協力の強化に関する改訂覚書（RoD）を締結しました。日本政府が技能実習生の人権保護に関するガイドラインを打ち出したことを受け、これを尊重する旨を確認しました。JITCOはオブレ大臣との意見交換で、①同国政府が海外就労者に関して、保護一辺倒から、送り出しサポートも視野に入れた円滑化に政策を転換したこと②日本における外国人労働者数で第1位になることを目指すなど、同国政府の新たな方針を確認しました。



調印式後に記念撮影するオブレ大臣（前列中央）と
JITCOの杉浦信平専務理事（前列右）

比国政府はこれまで、海外で就労する自国民の権利と利益を保護するため、人材を受け入れる日本の団体や企業を対象に厳格な書類審査を行っており、実際に人材を受け入れるまでには多大な時間と労力が必要とされていましたが、2022年秋の省庁再編により DMW を新設、これまで複数の省庁が担当してきた海外雇用に関する政策担当機関を一本化しました。これにより、日本の団体や企業にとっては受け入れ準備の効率化が実現できることになりました。

またオブレ大臣は、DMW 内に日本への人材送り出し特化した「Japan Desk」を開設する考えも表明しました。各種手続きの迅速化や適正化が図られ、「日本への送り出し人数で（中国やベトナムを上回る）第1位になることを目指す」などと語りました。

こうした状況の変化を受けた今回の改訂版 RoD では、従来からの協力関係をさらに強化する方針を確認したうえで、日本政府の人権保護ガイドラインにそって実習生の人権保護に力点を置いた活動を展開する方針を新たに盛り込みました。これは外国人材活用の現場で人権侵害を行わないようにするための義務として、企業や団体で「人権デューディリジェンス」が確認されることを念頭に置いたものです。フィリピンの海外労働者には女性が多く、ジェンダー一面での配慮も重要です。

JITCO は今回締結した改訂版 RoD に基づき、今後も日本の受入企業や監理団体の皆様と技能実習生・特定技能外国人等の外国人材の受け入れの促進を図る事業目的推進のため各種施策を実施してまいります。

以上

（*1 フィリピンの送出機関の連合体は APLATIP、PRAJEC、JEPPCA の3団体）

【JITCO について】

1991 年に「財団法人 国際研修協力機構」として設立、2012 年 4 月に内閣府所管の公益財団法人に移行。2020 年に名称を「公益財団法人 国際人材協力機構」に変更しました。技能実習生や特定技能外国人等の外国人材の受け入れの促進を図ることを事業目的としています。 東京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐ビルディング <https://www.jitco.or.jp/>

本リリースに関するお問い合わせ先
JITCO 総務部企画調整課
TEL 03-4306-1105

※ 受入れ機関（監理団体・実習実施者など）のお問合せ先
JITCO 国際部：03-4306-1152